

年 月 日

厚生（支）局長 殿

承認番号
厚生年金適用事業所の名称
所在地
事業主名
住所

印

企業型年金に係る業務報告書

確定拠出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

（日本工業規格A列4番）

（備考）

1. 「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに地方厚生局長又は地方厚生支局長が発行した承認番号をいう。
2. 「厚生（支）局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

企業型年金に係る業務報告書

(簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須)

1. 実施事業所の事業の種類

事業の種類

(備考) 事業区分については、厚生年金保険法第6条第1項に掲げる区分(第1号イからタまで及び第2号並びに第3号)を記載すること。

承認番号	
厚生年金適用事業所名	
事業主名	
電話番号	
担当者	
メールアドレス ※	
(事業年度) 年 月 日から 年 月 日まで	

※メールアドレスは、組織アドレス(担当者ではなく部署にひもづくアドレスをいう。)がある場合は、組織アドレスを記載すること。

また、組織アドレスがない場合は、担当者のアドレスで差し支えないが、その場合には、仮に年度途中で担当者の変更があった場合には、速やかに新担当者とそのメールアドレスを業務報告書提出先に通知すること。

2. 他の企業年金の実施状況 (簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須)

厚生年金基金	
確定給付企業年金	
私立学校教職員共済	
中小企業退職金共済制度	
特定退職金共済制度	
その他(自社年金等)	

(備考) 他の企業年金を実施している箇所に○印を記載すること。

3. 想定利回り %

(備考) 確定拠出年金を導入する際に想定していた利回りを記載すること。(想定利回りがない場合は、×を記載すること。)

4. 厚生年金保険適用者数 (簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須)

	人 数
男	人
女	人
計	人

(備考) 事業年度末時点のものを記載すること。

5. 加入者等の状況

加入者の状況	前 期 末	資格取得者	資格喪失者	今期末加入者数
男	人	人	人	人
女	人	人	人	人
計	人	人	人	人
運用指図者の状況	前 期 末	資格取得者	資格喪失者	今期末運用指図者数
男	人	人	人	人
女	人	人	人	人
計	人	人	人	人

(備考) 資格取得者及び資格喪失者については、事業年度内に資格を取得又は喪失した者の人数を記載すること。

6. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額

事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額	円
----------------------	---

(備考) 直近の12月～11月の期間分として企業型年金加入者掛金を拠出した者がいる場合に限り記載すること。

7. 事業主掛金の状況

資産管理機関の商号又は名称	事業主掛金の額
	円
	円
	円

事業主掛金総額	円
---------	---

(備考) 直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金について記載すること。

8. 企業型年金加入者掛金の状況

	企業型年金加入者掛金の拠出人数	企業型年金加入者掛金の額
男	人	円
女	人	円
計	人	円

(備考) 直近の12月～11月の期間分として拠出された企業型年金加入者掛金について記載すること。

9. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出区分期間の設定状況

(1) 事業主掛金の拠出区分期間の設定が次のうちのいずれであるか記載すること。

- ① 1年間で1区分とし、12か月分ごとに納付する。
- ② 1年間で2区分とし、6か月分ごとに納付する。
- ③ 1年間で3区分とし、4か月分ごとに納付する。
- ④ 1年間で4区分とし、3か月分ごとに納付する。
- ⑤ 1年間で6区分とし、2か月分ごとに納付する。
- ⑥ 1年間で12区分とし、1か月分ごとに納付する。
- ⑦ その他

(2) (1)で⑦を選択した場合、次の表に拠出区分期間の分類（同じ拠出区分期間であれば同じ数）を記載すること。

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

(備考) 例えば、12月～6月を1つ目の拠出区分期間とし、7月～11月を2つ目の拠出区分期間とする場合の拠出区分期間の分類は次のように記載すること。

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2

(3) 企業型年金加入者掛金の拠出区分期間の設定が次のうちのいずれであるか記載すること。

- ① 1年間で1区分とし、12か月分ごとに納付する。
- ② 1年間で2区分とし、6か月分ごとに納付する。
- ③ 1年間で3区分とし、4か月分ごとに納付する。
- ④ 1年間で4区分とし、3か月分ごとに納付する。
- ⑤ 1年間で6区分とし、2か月分ごとに納付する。
- ⑥ 1年間で12区分とし、1か月分ごとに納付する。
- ⑦ その他

(4) (3)で⑦を選択した場合、次の表に拠出区分期間の分類（同じ拠出区分期間であれば同じ数）を記載すること。（複数あればその1例）

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

(備考) 例えば、12月～6月を1つ目の拠出区分期間とし、7月～11月を2つ目の拠出区分期間とする場合の拠出区分期間の分類は次のように記載すること。

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2

10. 返還資産額の状況

	人 数	返 還 資 産 額
男	人	円
女	人	円
計	人	円

(備考) 事業年度内に返還された資産について記載すること。

11. 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況

(簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須)

(1) 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況全般について

①実施事業所に使用される者が企業型年金加入者の資格を取得する際に資産の運用に関する基礎資料の提供その他の必要な措置を講じている	
②上述①後、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に行っている	

(備考) 該当するものに○印を記載すること。

(2) 上述 (1) ②を行っている場合、資産の運用に関する基礎資料の提供その他の必要な措置を講じる頻度が次のうちのいずれであるか記載すること。

- ①半年に1回
- ②1年に1回
- ③2年に1回
- ④3年に1回
- ⑤その他

(3) (2) で⑤を選択した場合、具体的に記載すること。

12. 運用の方法の数 (簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須)

①当該事業年度末時点の運用の方法の数	
②第四号施行日時点の運用の方法の数	

(備考)

1. ②は、平成30年5月1日時点の運用の方法の数を記載すること。
2. 運用の方法の数は、令第15条第1項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。

13. 各運用の方法ごとの個人別管理資産の状況

運用の方法名	信託財産・保険解約返戻金等の資産額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	円			
	円			
計	円	—	—	—

(備考)

1. 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について作成し、併せて当該企業型年金全体の状況について作成すること。
2. 事業年度末の状況について記載すること。
3. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
4. 運用の指図がないものは、「運用の方法名」に「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、「元本確保の運用の方法」及び「株券等」は、空欄（—）とすること。
5. 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の上欄に掲げる区分に応じて記載すること。
6. 「元本確保の運用の方法」は、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であって令第15条第2項に規定する運用方法要件に適合するものに該当する場合には○印を記載すること。
 - 一 令第15条第1項の表の1の項イ及びロに掲げる運用の方法
 - 二 令第15条第1項の表の2の項イに掲げる運用の方法
 - 三 令第15条第1項の表の3の項イからホまでに掲げる運用の方法
 - 四 令第15条第1項の表の4の項イに掲げる運用の方法
 - 五 令第15条第1項の表の5の項イに掲げる運用の方法
7. 「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

14. 指定運用方法の選定状況（簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須）

①指定運用方法が企業型年金加入者に提示されている	
②当該指定運用方法の名称	
③当該指定運用方法の運用の方法の種類	
④当該指定運用方法を選定した年度	
⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	

(備考)

1. ①は、該当する場合に○印を記載すること。
2. ②～⑤は、①で指定運用方法が提示されている場合にのみ記載すること。
3. ②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
4. ③は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。

15. 加入者資格喪失者の状況

①加入者資格喪失者数	人
②①のうち、法第83条の規定に基づき、 個人別管理資産が国民年金基金連合会（個人型特定運営管理機 関）に移換された者の数	人

（備考）①については、

- (1) 死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び
- (2) 六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定めている企業型年金の企業型年金加入者の資格を六十歳に達した日以降に喪失した者であって、同日の翌日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したものいづれも含まないこととし、事業年度末の1年6か月前から起算して1年間に資格喪失した人数について記載すること。

（例：事業年度が4月～翌年3月であれば、前年9月～8月の喪失者人数）

16. 加入者資格喪失（予定）者への個人別管理資産の移換に係る説明について

（簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須）

説明会を実施している	
対面により個別説明をしている	
説明資料を手交又はメールにより送信	
社内イントラ等の退職者向け資料に説明を掲載	
その他	

（備考）加入者資格喪失（予定）者（死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者を除く。）
に対して退職時（前）に実施しているもののうち、該当するものに○印を記載すること。

（複数記載可）

上記で「その他」を選択した場合は、その具体的な方法を記載すること。

--

17. 加入者資格喪失者のうち、退職後に個人別資産の移換を行っていない者に対する説明について

（簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須）

文書により資産移換の勧奨を実施している	
電話により資産移換の勧奨を実施している	
資産移換の勧奨は運営管理機関に委託している	
その他	

（備考）加入者資格喪失（予定）者（死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者を除く。）
に対して、退職後に実施しているもののうち、該当するものに○印を記載すること。

（複数記載可）

上記で「その他」を選択した場合は、その具体的な方法を記載すること。

--

18. 規約の備置き・閲覧の状況

規約を事業所内に掲示している	
規約を社内イントラ等に掲示している	
規約の内容を個々の第一号等厚生年金被保険者に配布している	
その他	

(備考) 該当するものに○印を記載すること。(複数記載可)